

農地中間管理事業の推進に関する法律（平成 25 年法律第 101 号）第 18 条第 1 項の規定に基づき、令和 7 年 8 月 27 日農用地利用集積等促進計画を認可した。

令和 7 年 8 月 29 日

愛知県知事 大 村 秀 章

農用地利用集積等促進計画の概要

| 賃借権の設定等を受ける土地<br>の所在する市町村 | 賃借権の設定等を受ける者の数 | 賃借権の設定等を受ける土地         |
|---------------------------|----------------|-----------------------|
| 一宮市                       | 3 者            | 萩原町築込字三反長 29 番ほか 11 筆 |
| 瀬戸市                       | 5 者            | 東本地町 2 丁目 14 番ほか 14 筆 |
| 春日井市                      | 3 者            | 廻間町字下杉森 8 番ほか 5 筆     |
| 犬山市                       | 3 者            | 橋爪東二丁目 58 番ほか 2 筆     |
| 江南市                       | 3 者            | 安良町池尻 11 番 1 ほか 7 筆   |
| 小牧市                       | 2 者            | 上末字東山 3602 番 1 ほか 6 筆 |
| 稲沢市                       | 3 者            | 船橋町葉黒 626 番ほか 7 筆     |
| 清須市                       | 1 者            | 春日落合 63 番ほか 1 筆       |
| 北名古屋市                     | 1 者            | 中之郷四辻 61 番 1 ほか 1 筆   |
| 愛知郡東郷町                    | 4 者            | 大字春木字勘右ヱ門新田 4 番ほか 5 筆 |
| 丹羽郡大口町                    | 7 者            | 竹田二丁目 138 番ほか 26 筆    |
| 丹羽郡扶桑町                    | 1 者            | 南山名字安戸 34 番           |